

建設工事の等級格付における主観点の改正（案）について

<改正（案）の趣旨>

建設工事で、等級格付のある業種（土木一式・建築一式・電気・管・水道施設・造園）では、経営事項審査の評定値（客観点）に「主観点」を加えた総合点により格付を行っているため、当該業者の実績や地域社会への貢献度等がより反映できるよう、令和7年度基準年から適用の「主観点」の内容、配点の見直しを行う。

基準年	令和7年	
中間年	令和7年	令和8年
受付期間	令和7年2月	令和8年2月
名簿登録期間	R7.7.1～R9.6.30	R8.7.1～R9.6.30

現行（R7年度適用）

項目	点数	内容	
① 工事成績	30点満点	成績評点	点数
		85点以上	30点
		83・84点	25点
		81・82点	20点
		79・80点	15点
		成績評点	点数
		75～78点	10点
		70～74点	5点
		65～69点	0点
		△50点	
※「前年度」及び「前々年度」【令和5年度・令和6年度】の工事成績評点の平均。			
② 指名停止措置の状況	減点方式	当該格付年度の前年度に指名停止を受けた者について、「指名停止期間の合計月数」に10を乗じた点数を減点する。	
③ 障がい者雇用の状況	10点満点	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用義務	
		①法定雇用義務のない事業者で障がい者を雇用している場合	10点
		②法定雇用義務を超えて障がい者を雇用している場合	
※①・②とも1名につき5点。最大10点。			
		③法定雇用義務を達成していない場合	△10点
④ エコアクション等の取得状況	10点満点	認証制度	
		①エコアクション21	5点
		②みやざきエコアクション	5点
⑤ 宮崎市消防団協力事業所の認定及び宮崎市消防団員の所属の状況	15点満点	①宮崎市消防団協力事業所の認定を受けている場合	15点
		②宮崎市内の消防団に加入している者が所属している場合	1名 5点 2名 10点
		※①と②両方に該当する場合は、①のみを加点する。	
⑥ 雇用の多様性	10点満点	以下のいずれかに該当する者を雇用している場合	
		①常勤の若年者（30歳以下の者） ②常勤の女性技術職員 ③外国人（技能実習生含む）	1名 5点 2名以上 10点
		※②は営業所専任技術者になり得る者に限る。 ※同一人が①②③の複数の項目に該当する場合、1名とみなす。	
⑦ 防災関係業務委託の状況	20点満点	①宮崎市が主催する防災施策に協力した場合	5点
		②水門操作委託 ③風水害等による緊急時の対応 ④鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時の対応	15点
		※①②③の複数の項目に該当する場合は15点とする。	
⑧ 保護観察対象者等協力雇用主	10点満点	①宮崎保護観察所の協力雇用主に登録を行っている場合	5点
		②保護観察対象者等を雇用している場合	5点
		※①と②両方に該当する場合は、両方とも加点する。	
⑨ 地域貢献活動	10点満点	①地域活動としてボランティアを行った場合（自社のみで行った場合を除く。）	1回 5点
		②協会等主催の社会活動に参加した場合	2回以上 10点
⑩ 緊急工事・不調不落対策における工事の受注	10点満点	(1) 緊急工事を受注し、完了した場合 (2) 不調不落対策工事を受注し、完了した場合	
		①災害復旧工事 ②農政事業におけるため池工事、用排水路工事、頭首工事 ③森林事業における治山工事、林道工事	1件 5点 2件以上 10点
		※(1)(2)については、設計金額130万円を超える工事のみを対象とする。	
合計	125点		

改正（案）

項目	点数	改正内容	要周知項目	変更内容	反映時期
① 工事成績	30点満点	成績評点	点数	成績評点	点数
		85点以上	30点	75～78点	10点
		83・84点	25点	70～74点	5点
		81・82点	20点	65～69点	0点
		79・80点	15点	△50点	
		※ <u>過去3か年度（格付年度を除く）【令和4年度～令和6年度】</u> の工事成績評点の平均。令和4年度発注の不調不落対策工事の加点は対象とする。			
④ <u>みやざきエコアクション</u> の取得状況	5点満点	<u>みやざきエコアクション</u>	5点	継続	エコアクション21について、平成22年から対象としているが、令和5年1月から経営事項審査でも加点されているため、除外する。
⑨ 地域貢献活動	15点満点	①地域活動としてボランティアを行った場合（自社のみで行った場合を除く。）	1回 5点	継続	会社として日本赤十字社の活動に協力した場合5点加点を新たに追加する。
		②協会等主催の社会活動に参加した場合	2回以上 10点		
		③日本赤十字社の活動に協力した場合（会社としての寄附や献血に限る） ※日本赤十字社の証明等（寄附は証明、献血は表彰又はお礼状）があるものに限る。		5点	新規
⑩ 緊急工事・不調不落対策における工事の受注	10点満点	令和5年度発注工事	令和6年度以降発注工事	1件 5点 2件以上 10点	新規
		(1) 緊急工事を受注し、完了した場合 (2) 不調不落対策工事を受注し、完了した場合	(1) 緊急工事を受注し、完了した場合 (2) 不調不落対策工事を受注し、完了した場合		
		①災害復旧工事 ②農政事業におけるため池工事、用排水路工事、頭首工事 ③森林事業における治山工事、林道工事	①災害復旧工事 ②農政事業に係る <u>舗装</u> 、ため池、 <u>水路</u> 、 <u>排水</u> 、頭首工事 ③森林事業に係る治山、林道工事 ④ <u>土木事業に係る河川改修</u> 、 <u>排水工事</u>	不調不落対策工事について、更なる受注につながるよう、令和6年度以降発注の対象工事を拡大する。	
		※(1)(2)については、設計金額130万円を超える工事のみを対象とする。		※(1)(2)については、予定価格130万円を超え <u>800万円未満</u> の案件を対象とする。	
合計	125点				

<今後の主なスケジュール（予定）>
令和6年3月…主観点数改正に係る周知(市ホームページ等)

令和6年10月…要綱・要領等の改正

令和6年12月…既存の登録業者へ名簿登録申請の案内